(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県不破郡垂井町宮代字御前谷二六一七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内坂本字南殿又七八〇の一から七八〇の三まで、七八〇の五、七八〇の九、七八〇の一一、字北タント七四一の五から七四一の七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町森茂字宮ノ平一六二九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市八鹿町米里字三ツ尾五九七の一九、五九七の二三、五九七の二四、五九七の二八、字大徳六〇一の三、六〇一の一六、六三四の一から六三四の三まで、六四八、六五二の一、字坂六八四の四、七〇〇

二　指定の目的　水源の涵養（かんよう）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町八千代区下三原字平ケ谷一四の九から一四の二一まで、一四の二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平ケ谷一四の九から一四の一一まで・一四の一三・一四の一四・一四の一七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市市島町北岡本字簹畑一〇九六、一〇九七、一〇九八の一、一〇九八の二、一〇九九、一一〇〇（次の図に示す部分に限る。）、字サギ谷一〇八九から一〇九五まで、市島町上垣字向山二二六八の一、二二七一の一、二二七一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字簹畑一〇九六・一〇九七・一〇九八の一・一〇九九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇九八の二、字サギ谷一〇九三・一〇九四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇九五、字向山二二七一の一・二二七一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県姫路市安富町皆河字向山九七七の二七から九七七の三三まで、九七七の四三から九七七の四五まで、九七七の六〇から九七七の六三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山九七七の二七・九七七の三一・九七七の三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。